2605版

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調）第８号）第１１条の規定に基づき、以下の一般競争入札（総合価格落札方式）を公告します。

2026年10月9日
独立行政法人国際協力機構
本部　契約担当役　理事

１．　業務名称：「物品の調達・役務の提供等」における意見招請・応募勧奨等支援業務（単価契約）

２．　競争に付する事項：入札説明書第１入札手続１．のとおり

３．　競争参加資格：入札説明書第１入札手続６．のとおり

４．　契約条項：入札説明書第５契約書（案）のとおり。

５．　開札日時及び場所：入札説明書のとおり。

６．　電子入札による入札執行：本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。

７．　その他：入札説明書のとおり。

以　上

入札説明書

【電子入札システム対象案件 ／総合評価落札方式】

業務名称：　「物品の調達・役務の提供等」における意見招請・応募勧奨等支援業務（単価契約）

調達管理番号：　２６ａ００４２０

第１　入札手続

第２　業務仕様書（案）

第３　技術提案書の作成要領

第４　経費に係る留意点

第５　契約書（案）

2026/10/9
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂（2024年10月 ）】

第１の５．（２）において、「３）人的関係 b)役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv.に追記しました。 第１の５．（５）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご留意ください。

第１　入札手続

１．競争に付する事項

（１）　業　務　名　称　：「物品の調達・役務の提供等」における意見招請・応募勧奨等支援業務（単価契約）

（２）　選　定　方　式　：一般競争入札（総合評価落札方式）

（３）　業　務　内　容　：「第２ 業務仕様書（案）」のとおり

（４）　業務履行期間（予定）：　2026年12月下旬　　から　　2029年12月下旬

２．手続き全般に係る事項

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部契約推進第三課

電子メール宛先：　e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メール送信後、送信アドレスに受信完了メールが届きます。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

（２）日程

本案件の日程は以下の通りです 。

入札説明書 該当箇所	提出期限、該当期間	授受方法	メール件名
４.業務内容説明会参加申請	2026/10/14(水)　正午まで	メール	【参加依頼】（調達管理番号）_（法人名）_業務内容説明会
４.業務内容説明会	2026/10/15(木)　15:00	メール	―
５.入札説明書に対する質問提出	公告日　から 2026/10/21(水)　正午まで	メール	【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書
５.質問に対する機構からの回答	2026/10/29(木)　16時以降	―	―
７.競争参加資格確認申請書 ９.技術提案書提出	2026/11/12(木)　正午まで	メール	【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加資格確認申請書・技術提案書
１０.入札書提出	質問回答翌日　から 2026/11/12(木)　正午まで	電子入札システム	― ―
１１.技術提案書のプレゼンテーション開催日	2026/11/17（火）予定 ※競争参加者数等によっては変更の可能性があります。	―	―

１２.技術提案書の評価結果の通知	2026/12/1(火)　　まで	メール	―
１４.入札執行（入札会）の日時	2026/12/3(木)　　14:00	電子入札システム	―

３．入札説明書資料の交付・閲覧

該当なし

４．業務内容説明会

（１）業務内容説明会をMicrosoft Teams会議を用いたオンラインで開催します。

１）　開催日時　：２.（２）日程参照
２）　申請締切　：２.（２）日程参照
３）　メール件名　：【参加依頼】（調達管理番号）_（法人名）_業務内容説明会
※社名、参加希望者の氏名及びMicrosoft Teams会議接続用の電子メールアドレス（２つまで）を連絡願います。
４）　提出先　：２.（１）記載の電子メール宛先
５）　その他　：業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

５．入札説明書に対する質問及び回答

入札説明書（業務仕様書（案）の内容等、契約書（案）の文言確認）に対する質問がある場合は、質問書に記入のうえ、電子データ（EXCEL形式）での提出をお願いいたします。
公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

（１）質問方法

１）　質問提出期限　：２.（２）日程参照
２）　メール件名　：【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書
３）　提出先　：２.（１）記載の電子メール宛先
４）　必要書類　：「質問書」１９.様式参照

（２）質問への回答

提出期限までに提出いただいた質問及び回答については、以下のサイト上に掲示します。
なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
国際協力機構ホームページ→「JICAについて」より「調達情報」→「公告・公示情報」→「物品の調達・役務の提供等」
（https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2026.html）

（３）留意事項

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

６．競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）第４条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

１）　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

２）　独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２４年規程(総)第２５号）第２条第１項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）　独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成２０年規(調)第４２号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

ａ）競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

ｂ）資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

ｃ）資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

（２）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を定めます。

１）　全省庁統一資格

令和０７・０８・０９年度全省庁統一資格で 、

「役務の提供等」

の資格を有すること。（等級は問わない）

２）　資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

ａ）資本関係　：以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ｂ）人的関係　：以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
・ 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
・ 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
・ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
・ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
ⅱ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ⅲ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
ⅳ　一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
ⅴ　その他業務を遂行する者であって、ⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者
② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　：組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a）又はb）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
※留意事項：競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的として当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

（３）共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（１）及び（２）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（16. 様式集参照）を作成し、各社毎の**競争参加資格確認申請書**と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

（４）再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

（５）利益相反の排除

特定の排除者はありません 。

７．競争参加資格提出書類

（１）提出方法

１）　提 出 期 限　：２．（２）日程参照

２）　メ ー ル 件 名　：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加資格確認申請書・技術提案書

３）　提　出　先　：２．（１）記載の電子メール宛先

４）　提 出 書 類　：７．（２）の書類を提出してください。

５）　留　意　点　：技術提案書も同時に提出してください。

（２）提出書類

提出書類	様式
①　競争参加資格確認申請書	１９．様式参照
② 全省庁統一資格審査結果通知書（写） （資格は提出期限（参加申込期限）時点で有効であること）	
③ 資本関係又は人的関係に関する申告書 （該当なしの場合も提出は必須です。）	１９．様式参照
④ 共同企業体を結成するとき ・ 共同企業体結成届 ・ 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類（上記①、②、③） ※共同企業体代表者がまとめて提出してください。	１９．様式参照

(3) 留意事項

上記提出書類が未提出または不備があっても、弊機構から提出書類の依頼や書類不備の連絡はおこないませんので、提出書類は十分確認してください。

８．競争参加資格確認の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

９．技術提案書の提出

（１）提出方法

１）　提 出 期 限　：２．（２）日程参照

２）　メ ー ル 件 名　：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加資格確認申請書・技術提案書

３）　提　出　先　：２．（１）記載の電子メール宛先

４）　提 出 書 類　：第３ 技術提案書の作成要領に従ってください。

５）　留　意　点　：競争参加資格提出書類と同時に提出してください。

※　可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめてください。

※　プレゼンテーションがある場合はその資料を含む。技術提案書をプレゼンテーション資料として使用することも可です。

（２）技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

１）　提出期限後に提出されたとき。

２）　提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、１９．（３）書類の押印省略を参照の上ご提出ください。

３）　同一提案者から内容が異なる提案が２通以上提出されたとき。

４）　虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参書類の参加資格停止等の措置を行うことがあります）

５）　前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

（３）その他

１）　一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更または取り消しはできません。

２）　開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。

３）　技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

１０．入札書の提出

電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。

（１）提出方法

１）　入 札 書 締 切　：２．（２）日程参照

２）　提　出　先　　：電子入札システム

（２）電子入札システム

１）　JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となります。

初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html

① 認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

認証局によりますが、**ICカードの発効には2～4週間かかります。**

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/registration_manual.pdf

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。

登録には、7～10営業日かかります。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html

③ 電子入札システム操作手順は「操作マニュアル６ページ」を参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/__icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

２）　電子入札システム上、本案件は**「工事、コンサル」**に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

３）　総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（３桁の半角数字）を必ず入力してください。

４）　入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた**税抜き価格**としてください。

（３）その他

１）　一旦提出された札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。

２）　入札保証金は免除します。

１１．技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

（１）　技術提案書のご提出後、提出全社に対して、技術提案内容に関するプレゼンテーションをMicrosoft Teams会議を用いたオンラインで実施します。

１）　日　　時　　：２.（２）日程参照

２）　実 施 方 法　：参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は１０分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、２５分程度とします。

※　参加者数による変更があり得ますので、予めご了承ください。

※　プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。

１２．技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を評価した者に対し、評価結果の合否をメールで通知します。
通知期限までに結果が通知されない場合は、お問い合わせ下さい。
「８．競争参加資格確認の通知」で競争参加資格無しの連絡があった技術提案書の評価は行いません。

１３．辞退の届出

競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

（１）提出方法

１）　メ ー ル 件 名　：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名

２）　提　出　先　　：２.（１）記載の電子メール宛先

（２）留意事項

１）　上記の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

２）　一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

１４．　入札執行

（１）　入札方法等

１）　入札方法

当機構契約事務取扱細則第１４条第２項「前項に定める競争入札の執行における 開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。

２）　入札会の手順

① 開札

日　　時　　：２.（２）日程参照

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

② 再入札及び不落随意契約交渉

ａ）開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付／締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

ｂ）開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに２回目の再入札を行います。

ｃ）２回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

（２）再入札

電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。１回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

（３）入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

（４）入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

（５）入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

１）　競争参加資格無しの者、技術提案書の評価結果が不合格であった者

２）　明らかに連合によると認められる入札

３）　条件が付されている入札

４）　その他入札に関する条件に違反した入札

１５．　落札者の決定

（１）評価項目

評価対象とする項目は、「第３　技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

（２）評価配点

評価は２００点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点１００点、価格点１００点 とします。

（３）評価方法

１）　技術評価

「第３　技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	８０%以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	８０%未満 ６０%以上
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	６０%未満 ４０%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	４０%未満

２）　価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点＝（予定価格－入札価格）／予定価格×（１００点）

３）　総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

４）　不合格

技術評価点が６０%、つまり

１００点満点中　　６０点（「基準点」という。）

を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合、１２．技術提案書の評価結果の通知に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

（４）落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を電子入札システム上で落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

（５）　抽選

予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

（６）落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

１） その者が提出した技術提案書に不備が発見され、９．（２）技術提案書の無効 に基づき「無効」と判断された場合

２） その者が提出した入札書に不備が発見され、１４．（５）入札書の無効 に基づき「無効」と判断された場合

３） 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

１６．契約書の作成及び締結

（１） 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第５ 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。

（２） 契約保証金は免除します。

（３） 契約書附属書Ⅱ**「契約単価表」**については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

１７．競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html）

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１） 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

１） 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

２） 公表する情報

① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

④ 一者応札又は応募である場合はその旨

３） 情報の提供方法

契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第14章の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

され一般に公表されます。

１８．その他

（１）　機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書 及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）　技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。

（３）　落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

（４）　技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

（５）　競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して７営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して７営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば２．（１）選定手続き窓口までご連絡ください。

（６）　当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/__icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

（７）　契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。
（※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。）
政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、
詳細は以下をご確認ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html

１９．様式

（１）入札手続に関する様式

１）　機密保持誓約書
２）　質問書
３）　競争参加資格確認申請書
４）　資本的関係又は人的関係に関する申告書
５）　共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
６）　委任状

（２）技術提案書作成に関する様式

１）　技術提案書表紙

２）　技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様 式」→「国内向け物品・役務の調達　様式」よりダウンロードで きます。
（URL:https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）

（３）書類の押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

本件の問い合わせは、記録保持と正確な対応のため、原則として電子メールでお願いします。
メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp　　電話番号：03-5226-6609

電子入札システムに関する技術的質問は回答できません。必ずヘルプデスクへお問い合わせください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/__icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

第２　業務仕様書（案）

本業務仕様書(案)に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ｉとして添付される業務仕様書からは削除されます。

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「物品の調達・役務の提供等」における意見招請・応募勧奨等支援業務（単価契約）に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

１．業務の背景

機構で取り扱う「物品の調達・役務の提供等」に類する契約の内容は多種多様であり、物品の調達、情報システム関連業務、広報関連業務、建設工事・建物管理関係業務等、非常に幅広い分野に及んでいる。また、近年、機構内でも様々な新たな取り組みが進められていることに伴い、前例の無い分野や課題に対応する業務仕様書も増えている。

そうした幅広い業務内容について、機構が発注者として、業務仕様書において市場の実態を充分に勘案することは容易ではなく、実態を十分に勘案した仕様書の作成や、それに基づく適切な価格の設定がより一層困難となっている。その結果の一つとして、競争参加者が１者となる案件も散見される。

以上を踏まえ、入札公告・企画競争公示の前段階として、市場の意見や価格を反映すべく意見招請[1]を公開し、業務仕様書に対する意見及び参考見積書の提出を求め、それらを入札公告・企画競争公示へ反映するプロセスを機構内で近年推進している。機構内での「物品の調達・役務の提供等」に類する調達における意見招請・参考見積取得率は上昇しており、応札者数も上昇しているが、更なる有益な意見徴取および参考見積取得を行い、より市場の状況も反映した入札公告・企画競争公示に繋げる必要がある。

２．業務の目的

業務仕様書の質をあげ、競争参加者の増加を目指すとともに、適切な調達を

[1] 本体案件の公告・公示に先立ち、JICA ホームページ上に公示して広く質問・意見を募ること。質問・意見のみを聴収するケース、参考見積のみを取得するケース、その両者を聴収・取得するケースがある。

目指すため、①業務内容に適合する勧奨対象企業の選出（意見招請時・参考見積取得時）、②勧奨実施（意見招請時・参考見積取得時）、③業務仕様書（案）に対する競争参加予定者からの意見を踏まえた改善案提示、④参考見積比較・分析（市場価格としての妥当性に係る分析、複数社の参考見積金額に差がある場合にその要因分析など）、⑤入札公告・企画競争公示時の業務内容に適合する勧奨対象企業の選出/応募勧奨を外部委託することとする。

３．履行期間
2026 年 12 月下旬から 2029 年 12 下旬（予定）
発注期間：2027 年 1 月 23 日～2029 年 10 月 20 日頃

４．業務の内容
（１）業務の概要
上記２．の目的を達成するため、受注者は以下の業務を行う。
１） 意見書及び参考見積書提出に係る勧奨・分析・報告書作成
① 業務内容に適合する勧奨対象企業の選出（意見招請時・参考見積取得時）
② 意見招請時・参考見積取得時の戦略的・効果的勧奨実施
③ 業務仕様書（案）に対する競争参加者からの意見を踏まえた改善案提示（意見招請結果報告書）
④ 提出された参考見積に係る比較・分析（見積比較・分析表・参考見積勧奨結果報告書）
⑤ 入札公告・企画競争公示時の業務内容に適合する勧奨対象企業の選出戦略的・効果的応募勧奨（応募勧奨結果報告書）
２）上記１）を踏まえた調達業務全般に係る改善提案
３）定例会実施

業務内容の詳細（想定）は、（２）に記載の通りだが、仕様書案に対する具体的な改善提案や応札するための条件を引き出すなどの有益な意見聴収や契約充当可能額積算の際に具体的に参照できる参考見積の取得には、勧奨対象企業の選定および勧奨対象企業に確実にコンタクトできることが重要になると考える。また勧奨方法により意見・参考見積提出数やその内容も左右されると考えるため、戦略的かつ効果的な勧奨実施が重要と考える。よって、それらの具体的なアプローチ方法について、技術提案書にて提案すること。なお、JICA 案件の認知度アップに関する取組みは JICA にて行うため、受注者が実施することを想定していない。

（２）業務内容

１）意見書及び参考見積書提出に係る勧奨・分析・報告書作成

発注者、受注者の業務内容は以下の通り。

① 【意見招請のみ】

【発注者】

ア）意見招請公開４営業日前までに、受注者へ該当案件の意見招請実施要領（案）一式（※実施要領の他、業務仕様書（案）・積算様式）及び声掛け希望企業リスト（発注者が勧奨を希望する企業のリスト、以下同様）を電子データで通知する。

イ）意見招請公開日に、受注者へ発注書を送付し、同日中に発注請書を受領する。

ウ）意見招請公開日に、受注者へ JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を通知する。

エ）意見招請実施要領にて定めた意見提出日に提出された意見を受注者に送付する。また、意見回答日に、JICA ホームページ上に意見回答を掲載のうえ受注者へ通知する。

オ）受注者から提出された意見招請結果報告書を確認する。

【受注者】

ア）意見招請公開４営業日前までに、発注者から意見招請実施要領（案）一式及び声掛け希望企業リストを受領し、これらの資料を基に、当該業務内容に応じた意見書の提出を勧奨する企業検討・選定を行う。

なお、有益な意見聴収には勧奨対象企業の見極めが重要なポイントになると考える。選定した企業からの意見聴収率を上げるための企業選定方法を技術提案書にて提案すること。また、勧奨企業選定に至るまでの受注者内での業務フローを技術提案書に明記すること。

企業リストについては、企業選定の理由を明記し、勧奨開始前に発注者側と確認を取ること。

イ）意見招請公開日に発注者から発注書を受領し、同日中に発注請書を送付する。

ウ）意見招請公開日に発注者から JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を受け取った後、競争参加予定者（業務仕様書（案）に対する質問・意見提出、参考見積提出を求める者）へ JICA への意見書の提出を勧奨する。勧奨についても、苦情につながるような強引な勧奨は避けつつも、勧奨企業からの意見聴収率を上げるため、かつ仕様書案に対する具体的な改善提案や応札するための条件を引き出すなどの有益な意見聴収に向けた勧奨方法やそれに向けた具体的なアプローチ方法について、技術提案書にて提案すること。

エ）発注者から受領した意見書および JICA ホームページ上に掲載された意見回答内容を確認し、意見回答掲載日翌日から３営業日以内に意見招請結果報告書を提出する。意見招請結果報告書には意見回答を踏まえた業務仕様書案に対する改善提案の他、意見書には記載されていないが、勧奨先から意見があった点なども盛り込むこと。

	発注者	受注者	競争参加予定者
意見招請公開４営業日前	■以下を通知 ⇒ ・意見招請実施要領（案）一式（業務仕様書（案）、積算様式含む） ・声掛け希望企業リスト	■以下を受領 ・意見招請実施要領（案）一式（業務仕様書（案）、積算様式含む） ・声掛け希望企業リスト ■企業情報の収集開始	
意見招請公開日の前営業日まで	■更新した企業リストの確認 ⇐	■更新した企業リストの共有	
意見招請公開日	■意見招請公開		
	■受注者へHP掲載情報を通知 ⇒ ■発注書を送付 ⇒ ■発注請書を受領 ⇐	■HP掲載を確認 ■発注書を受領 ■発注請書を送付 ■競争参加予定者へ意見書の提出を勧奨 ⇒	■公示情報の確認及び意見書の作成
意見書提出締切日	■意見書を受領 ⇐		■意見書を提出
意見回答日	■意見回答HP掲載		
	■受注者へHP掲載情報及び意見書を通知 ⇒	■HP意見回答及び意見書を確認	■HP意見回答を確認
意見回答日翌日から3営業日以内	■報告書を受領 ⇐ ・業務仕様書（案）に対する改善提案（意見招請結果報告書）	■報告書の提出 ・業務仕様書（案）に対する改善提案（意見招請結果報告書）	

② 【意見招請＋参考見積取得】

【発注者】

ア）意見招請公開４営業日前までに、受注者へ該当案件の意見招請実施要領（案）一式（※実施要領の他、業務仕様書（案）・経費に係る留意点・積算様式）及び声掛け希望企業リストを電子データで通知する。

イ）意見招請公開日に、受注者へ発注書を送付し、同日中に発注請書を受領する。

ウ）意見招請公開日に、受注者へ JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を通知する。

エ）意見招請実施要領にて定めた意見提出日に提出された意見を受注者に送付する。また、意見回答日に、JICA ホームページ上に意見回答を掲載のうえ受注者へ通知する。

オ）意見招請実施要領にて定めた参考見積書提出日に、競争参加予定者から提出された参考見積書を、同日中に受注者へ通知する。

カ）受注者から提出された意見招請結果報告書及び見積比較・分析表を確認す

る。

【受注者】

ア)意見招請公示 4 営業日前までに、発注者から意見招請実施要領（案）一式及び声掛け希望企業リストを受領し、これらの資料を基に、当該業務内容に応じた意見書及び参考見積書の提出を勧奨する企業検討・選定を行う。
なお、有益な意見及び参考見積の取得には勧奨対象企業の見極めが重要なポイントになると考える。選定した企業からの意見聴収率や参考見積取得率を上げるための企業選定方法を技術提案書にて提案すること。また、勧奨企業選定に至るまでの受注者内での業務フローを技術提案書に明記すること。企業リストについては、企業選定の理由を明記し、勧奨開始前に発注者側と確認を取ること。

イ）発注者から、意見招請公開日に発注書を受領し、同日中に発注請書を送付する。

ウ)発注者から、意見招請公示日に JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を受け取った後、競争参加予定者へ JICA への意見書及び参考見積書の提出を勧奨する。勧奨についても、苦情につながるような強引な勧奨は避けつつも、勧奨企業からの意見聴収率及び参考見積取得率を上げるため、かつ仕様書案に対する具体的な改善提案や応札するための条件を引き出すなどの有益な意見聴収に向けた勧奨方法やそれに向けた具体的なアプローチ方法について、技術提案書にて提案すること。

エ)発注者から受領した意見書および JICA ホームページ上に掲載された意見回答内容を確認し、意見回答掲載日翌日から３営業日以内に以下の意見招請結果報告書を提出する。意見招請結果報告書には意見回答を踏まえた業務仕様書案に対する改善提案の他、意見書には記載されていないが、勧奨先から意見があった点なども盛り込むこと。

オ)発注者から共有された参考見積書を確認し、参考見積書提出締切日翌日から３営業日以内に、以下の報告書を提出する。

・意見招請結果報告書：意見回答を踏まえた業務仕様書（案）に対する改善提案

・参考見積書を基に作成した見積比較・分析表

・参考見積勧奨結果報告書

<table>
<tr><th></th><th>発注者</th><th>受注者</th><th>競争参加予定者</th></tr>
<tr><td>意見招請公開４営業日前</td><td>■以下を通知
・意見招請実施要領（案）一式
（業務仕様書（案）、経費にかかる留意点/積算様式含む）
・声掛け希望企業リスト</td><td>■以下を受領
・意見招請実施要領（案）一式
（業務仕様書（案）、経費にかかる留意点/積算様式含む）
・声掛け希望企業リスト
■企業情報の収集開始</td><td></td></tr>
<tr><td>意見招請公開日の前営業日まで</td><td>■更新した企業リストの確認</td><td>■更新した企業リストの共有</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">意見招請公開日</td><td colspan="3">■意見招請公開</td></tr>
<tr><td>■受注者へHP掲載情報を通知
■発注書を送付
■発注請書を受領</td><td>■HP掲載を確認
■発注書を受領
■発注請書を送付
■競争参加予定者へ意見書及び参考見積書の提出を勧奨</td><td>■公示情報の確認及び意見書の作成</td></tr>
<tr><td>意見書提出締切日</td><td>■意見書を受領</td><td></td><td>■意見書を提出</td></tr>
<tr><td rowspan="2">意見回答日</td><td colspan="3">■意見回答HP掲載</td></tr>
<tr><td>■受注者へHP掲載情報及び意見書を通知</td><td>■HP意見回答及び意見書を確認</td><td>■HP意見回答を確認</td></tr>
<tr><td>意見回答日翌日から3営業日以内</td><td>■報告書を受領
・業務仕様書（案）に対する改善提案（意見招請結果報告書）</td><td>■報告書の提出
・業務仕様書（案）に対する改善提案（意見招請結果報告書）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">参考見積書提出締切日</td><td>■参考見積書を受領</td><td></td><td>■参考見積書を提出</td></tr>
<tr><td>■参考見積書を共有</td><td>■参考見積書を受領</td><td></td></tr>
<tr><td>参考見積書提出締切日翌日から3営業日以内</td><td>■見積比較・分析表を受領
■参考見積勧奨結果報告書を受領</td><td>■見積比較・分析表の提出
■参考見積勧奨結果報告書の提出</td><td></td></tr>
</table>

③ 【参考見積取得のみ】

【発注者】

ア）意見招請公開４営業日前までに、受注者へ意見招請実施要領（案）一式（※実施要領（案）の他、業務仕様書（案）・経費に係る留意点・積算様式）及び声掛け希望企業リストを電子データで通知する。

イ）意見招請公開日に、受注者へ発注書を送付し、同日中に発注請書を受領する。

ウ）意見招請公開日に、受注者へ JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を通知する。

エ）意見招請実施要領にて定めた参考見積書提出日に、競争参加予定者から提出された参考見積書を、同日中に受注者へ通知する。

オ）受注者から提出された見積比較・分析表を確認する。

【受注者】

ア）意見招請公示４営業日前までに、発注者から意見招請実施要領（案）一式及

び声掛け希望企業リストを受領する。これらの資料を基に、当該業務内容に応じた参考見積書の提出を勧奨する企業検討・選定を行う。
なお、有益な参考見積取得には勧奨対象企業の見極めが重要なポイントになると考える。選定した企業からの参考見積取得率を上げるための企業選定方法を技術提案書にて提案すること。また、勧奨企業選定に至るまでの受注者内での業務フローを技術提案書に明記すること。
企業リストについては、企業選定の理由を明記し、勧奨開始前に発注者側と確認を取ること。

イ）発注者から、意見招請公開日に発注書を受領し、同日中に発注請書を送付する。

ウ）発注者から、意見招請公開日に JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を受け取った後、競争参加予定者へ JICA への参考見積書の提出を勧奨する。勧奨についても、苦情につながるような強引な勧奨は避けつつも、勧奨企業からの参考見積取得率を上げるため、勧奨方法やそれに向けた具体的なアプローチ方法について、技術提案書にて提案すること。

エ）発注者から共有された参考見積書を確認し、参考見積書提出締切日翌日から３営業日以内に以下の報告書を提出する。
・参考見積書を基に作成した見積比較・分析表
・参考見積勧奨結果報告書

	発注者	受注者	競争参加予定者
意見招請公開４営業日前	■以下を通知 ⟹ ・意見招請実施要領（案）一式（業務仕様書（案）、経費にかかる留意点/積算様式含む） ・声掛け希望企業リスト	■以下を受領 ・意見招請実施要領（案）一式（業務仕様書（案）、経費にかかる留意点/積算様式含む） ・声掛け希望企業リスト ■企業情報の収集開始	
意見招請公開日の前営業日まで	■更新した企業リストの確認 ⟸	■更新した企業リストの共有	
意見招請公開日	■意見招請公開		
	■受注者へHP掲載情報を通知 ⟹	■HP掲載を確認	
	■発注書を送付 ⟹	■発注書を受領	
	■発注請書を受領 ⟸	■発注請書を送付	
		■競争参加予定者へ参考見積書の提出を勧奨 ⟹	■公示情報の確認及び参考見積書の作成
参考見積書提出締切日	■参考見積書を受領 ⟸		■参考見積書を提出
	■参考見積書を共有 ⟹	■参考見積書を受領	
参考見積書提出締切日翌日から3営業日以内	■見積比較・分析表を受領 ⟸ ■参考見積勧奨結果報告書受領 ⟸	■見積比較・分析表の提出 ■参考見積勧奨結果報告書の提出	

④【応募勧奨】

上記４.（２）１）を実施した案件及び新規発注案件につき、受注者へ応募勧奨業務を発注する。発注者、受注者の業務は以下の通り。

【発注者】

ア）一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告及び企画競争公示 4 営業日前までに、公告・公示（案）を電子データで通知する。新規案件の場合は、声掛け希望企業リストを併せて発注者へ送付する。

イ）一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告・企画競争公示日に、受注者へ発注書を送付し、同日中に発注請書を受領する。

ウ）一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告・企画競争公示日に、受注者へ JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を通知する。

エ）競争参加資格申請書提出締切日に、受注者へ競争参加者情報を共有する。

オ）受注者から応募勧奨結果報告書を受領する。

【受注者】

ア）一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告及び企画競争公示 4 営業日前までに、発注者から受領したデータを基に、応募勧奨する企業選定・検討を行う。企業リストに追加・変更等があった場合などは、必要に応じて発注者に確認する。

なお、より多くの企業から応札してもらえるための企業選定方法を技術提案書にて提案すること。また、勧奨企業選定に至るまでの受注者内での業務フローを技術提案書に明記する事。

イ）発注者から、一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告及び企画競争公示日に、発注書を受領し、同日中に発注請書を送付する。

ウ）発注者から、一般競争入札（総合評価落札方式・最低価格落札方式）公告日及び企画競争公示日に JICA ホームページ上の当該案件掲載情報を受け取った後、競争参加予定者へ応募勧奨を行う。勧奨についても、勧奨企業により応札を検討してもらえるような勧奨方法やそれに向けた具体的なアプローチ方法について、技術提案書にて提案すること。

エ）競争参加申請書提出締切日に発注者から共有される競争参加者情報を確認後、応募勧奨方法（連絡方法、具体的なアプローチ方法、企業の声等）を記載した報告書を作成する。報告書は、競争参加資格申請書提出締切日の翌日から 3 営業日以内に提出する。

	発注者	受注者	競争参加予定者
入札公告・企画競争公示４営業日前	■以下を通知 ・入札公告・企画競争公示（案）	■以下を受領 ・入札公告・企画競争公示（案） ■企業情報の収集開始	
入札公告・企画競争公示日の前営業日まで	■更新した企業リストの確認	■更新した企業リストの共有	
入札公告・企画競争公示日	■入札公告・企画競争公示		
	■受注者へHP掲載情報を通知 ■発注書を送付 ■発注請書を受領	HP掲載を確認 ■発注書を受領 ■発注請書を送付 ■競争参加予定者へ応募勧奨を開始	■公告・公示情報の確認
競争参加者資格申請書提出締切日	■競争参加者資格申請書を受領		■競争参加者資格申請書を提出
	■競争参加者情報を共有	■競争参加者情報を受領	
競争参加資格申請書提出締切日翌日から3営業日以内	■応募勧奨結果報告書を受領	■応募勧奨結果報告書の提出	

２） 調達業務の改善提案上記４．（２） １）の業務を踏まえ、以下に関する改善提案を行う。

・意見招請及び応募勧奨の実施内容を踏まえた改善案（企業からの声を基に反映）

・意見招請時の勧奨・応募勧奨の実施内容(企業選定方法、アプローチ方法、企業の声）

・上記を踏まえた企業選定方法、アプローチ方法、企業からの声収集方法の工夫や改善案

・調達プロセスにおける良い点・改善点の提案

改善提案は、６．（１）に記載の成果品として提出する。

３）定例会実施（月に１回程度を想定）

※対面で議論すべき議題がある場合は対面で実施する可能性もあり。

・勧奨を行う上で得た企業からの声や勧奨業務を行う上で受注者が気が付いた点などを踏まえた、調達プロセスにおける良い点・改善点の提案。

・業務遂行上の改善案や困りごとなどを共有し、対応を検討する

・対象月における発注件数、参考見積取得率、勧奨企業数と意見・参考見積提出、応札率のまとめ

・成果品として提出するあたり、報告書の内容を踏まえた協議を行う。

５．業務実施上の留意事項

特になし。

６．成果物・業務提出物等

（１）成果品

名称	提出方法	提出期日
業務完了届及び業務実施報告書 別添資料：発注請書、各種報告書	電子データ（PDF）を発注者が指定する場所に格納またはメールで提出する	四半期ごとの最終月上旬（ただし、発注者の事業年度末は、発注者が別途指定する日まで）

受注者は、契約締結月から四半期毎に業務完了届及び業務実施報告書案（別添資料を含む）を作成し、発注者に提出する。業務実施報告書には、以下の点を盛り込むこと。

業務実施報告書案は別紙のとおり。

【報告内容】

・対象案件情報（意見招請公示日／入札公告日／企画競争公示日／報告書提出日／参考見積書提出者数）

・対象期間における発注請書および各種報告書

・意見招請及び応募勧奨の実施内容を踏まえた改善案（企業からの声を基に反映）

・意見招請時の勧奨・応募勧奨の実施内容（企業選定方法、アプローチ方法、企業の声）

・上記を踏まえた企業選定方法、アプローチ方法、企業からの声収集方法の工夫や改善案

・調達プロセスにおける良い点・改善点の提案

・個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の報告

（２）その他業務提出物等

名称	提出方法	提出期日
業務計画書	電子データ（PDF）を発注者が指定する場所に格納する	本契約の締結日から起算して 10 営業日以内

企業リスト	電子データ（メール）	勧奨開始日の前営業日まで
意見招請結果報告書	電子データ（メール）	意見回答日翌日から３営業日以内
見積比較・分析表	電子データ（メール）	参考見積書提出日翌日から３営業日以内
参考見積勧奨結果報告書	電子データ（メール）	参考見積書提出日翌日から３営業日以内
応募勧奨結果報告書	電子データ（メール）	競争参加資格申請書類提出日翌日から３営業日以内
月毎の発注等状況纏め（発注件数、参考見積取得率、勧奨企業数と意見・参考見積提出、応札率）	電子データ（メール）	翌月月初めの最初の営業日
経費精算報告書	電子データ（PDF）を発注者が指定する場所に格納する	上記６．（１）成果品と同日（※ただし、発注者の事業年度末は、発注者が別途指定する日まで）

７．経費の確定及び支払方法（成果物との関係）

（１）経費の確定方法 、

契約金額内訳書に定める業務単価（①意見招請のみ、②意見招請及び参考見積取得、③参考見積取得のみ、④応募勧奨の単価、⑤参考見積書１枚あたりの単価）に沿って、経費精算報告書に単価の業務実績（件数または枚数）を乗じた額とする。ただし、⑤については、本案件の受注者が参考見積書を提出した場合は支払い対象外とする。

（２）支払条件

四半期毎に、６．（１）に定める成果品の検査を行い、検査合格をもって、７．（１）により確定する金額を支払う。

以上

別紙１：意見招請結果報告書（案）

別紙２：見積比較・分析表（案）

別紙３：参考見積勧奨結果報告書（案）

別紙４：応募勧奨結果報告書（案）

別紙５：業務実施報告書（案）
別紙６：提出書類一覧

別紙１
XXXX/XX/XX

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部　部長殿

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

意見招請結果報告書

標題の件につき、下記の通り、ご報告いたします。

記

1. 業務名称　　:
2. 意見招請掲載日　　:
3. 添付書類　　: 企業リスト
4. 連絡社数　　:
5. 連絡方法・状況　　:

	初回連絡日と方法	それ以降のアプローチ状況と方法	反応・意見	
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				

6. 仕様書改善提案

仕様書案ページ番号と項目	改善案
P.〇	
P.〇	
P.〇	
P.〇	
P.〇	

7. その他

見積比較・分析表　　別紙2

1．案件名

2．参考見積書提出情報

No	提出企業名	参考見積額

※金額の高い順

3．見積比較表

項目	企業名	企業名	企業名

4．分析結果

No	比較表を基にした分析結果

別紙３
XXXX/XX/XX

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部　部長殿

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

参考見積勧奨結果報告書

標題の件につき、下記の通り、ご報告いたします。

記

1. 業務名称　　:
2. 意見招請掲載日　　:
3. 添付書類　　: 企業リスト
4. 連絡社数　　:
5. 連絡方法・状況　　:

	初回連絡日と方法	それ以降のアプローチ状況と方法	反応・意見	
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				

6. その他

別紙４

20XX 年 X 月 X 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部　部長殿

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

応募勧奨結果結果報告書（案）

標題の件につき、下記の通り、ご報告いたします。

記

1. 業務名称　　：

2. 公示・公告日　　：

3. 添付書類　　：企業リスト

4. 連絡社数　　：

5. 連絡方法・状況　　：

	初回連絡日と方法	それ以降のアプローチ状況と方法	反応・意見	
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				
○○社				

6. 入札書改善提案

入札書案ページ番号と項目	改善案
P.〇	
P.〇	
P.〇	
P.〇	
P.〇	

7. 調達プロセス上の改善案

8. その他

別紙５

20XX 年 X 月 X 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事　殿

会社名
代表取締役　氏名（押印）
※押印省略の場合
本件責任者：役職、氏名、連絡先（電話)、メールアドレス
担当者：役職、氏名、連絡先（電話)、メールアドレス

業務実施報告書（案）

１．実施対象期間
20XX 年 X 月 X 日から 20XX 年 X 月 X 日

２．業務の実績
１）対象案件情報
【意見招請のみ】

No	案件名	意見招請公示日	意見招請結果報告書提出日
1			
2			
3			

【意見招請＋参考見積取得】

No	案件名	意見招請公示日	意見招請結果報告書提出日	参考見積比較・分析表提出日	参考見積書提出社数
1					
2					
3					

【参考見積取得のみ】

No	案件名	意見招請公示日	参考見積比較・分析表提出日	参考見積書提出社数
1				
2				
3				

応募勧奨

No	案件名	入札公告／ 企画競争公示日	応募勧奨結果 報告書 提出日
1			
2			
3			

２） 意見招請・応募勧奨の実施内容を踏まえた改善案（企業からの声を基に反映）

３） 意見招請時応募勧奨の実施内容（企業選定方法、アプローチ方法、企業の声）

４） 上記を踏まえた企業選定方法、アプローチ方法、企業からの声収集方法の工夫や改善案

３．調達プロセスにおける良い点・改善点の提案

４．個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の報告

以上

別紙６：提出書類一覧

書類名 （提出時期）	【意見招請のみ】	【意見招請＋参考見積】	【参考見積のみ】	【応募勧奨】	その他
業務計画書 （本契約の締結日から起算して 10 営業日以内）					●
意見招請結果報告書（意見回答日翌日から３営業日以内）／別紙１	●	●			
企業リスト（意見招請または応募勧奨勧奨開始日の前営業日まで）	●	●	●	●	
見積比較・分析表（参考見積書提出日翌日から 3 営業日以内）／別紙２		●	●		
参考見積勧奨結果報告書（参考見積書提出日翌日から３営業日以内）／別紙３		●	●		
応募勧奨結果報告書（競争参加資格申請書類提出 日翌日から３営業日以内）／別紙４				●	
月毎の発注等状況纏め（翌月月初めの最初の営業日）					●
経費精算報告書（四半期ごとの最終月上旬）					●
業務完了届（四半期毎の最終月上旬）					●
業務実施報告書（四半期ごとの					●

最終月上旬）／ 別紙５					

以上

第３　技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第２ 業務仕様書（案）」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

１.技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

（https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html）

（１）社としての経験・能力等

1. 類似業務の経験

a)類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・（参考：様式１（その１））

b)類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・・（参考：様式１（その２））

２）資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）

（２）業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）１）業務実施の基本方針（留意点）・方法

２）業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

３）業務実施スケジュール

（３）業務従事者の経験・能力等

１）業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）

２）業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・（参考：様式２（その１、２））

３）特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・・（参考：様式２（その３））

２.技術提案書作成にあたっての留意事項

（１）技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は０点となりますのでご留意ください。）

（２）WLB 等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「１．社としての経験・能力等　（２）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を１つでも満たしている場合には、技術評価点満点１００点の場合は一律１点、満点２００点の場合は一律２点を配点します。

３．その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。
別紙：評価表（評価項目一覧表）

評　価　表(評価項目一覧表)

評価項目	評価基準(視点)	配点	技術提案書作成／プロポーザル にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		**25**	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、複数者への応募勧奨・ヒアリング業務・取りまとめに関する業務とする。	10	当該業務に最も類似すると思われる実績(様式1(その1)のリストのフォーマットを参考に5件以内、その中から様式1(その2)のフォーマットを参考に3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。
	・過去5年までに業務実績のある類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	10	
(2)資格・認証等①	**【以下の資格・認証を有している場合評価する。】** ・マネジメントに関する資格(ISO9001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証	4	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 **「※行動計画策定・周知」** ・従業員が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている一方で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る必要があります。 ・行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出ください。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみに限ります。) －厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類 －社内イントラネット等で従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類
(2)資格・認証等②	**【以下の認証もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合評価する。】** **・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」** **・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」** **・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」**	**1**	
2. 業務の実施方針等		**56**	業務の実施方針等に関する記述は10ページ以内(ワードを想定)としてください。
(1)業務実施の基本方針(留意点)・方法	・業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。	14	業務仕様書案に対する、本業務実施における基本方針及び業務実施方法を記述してください。
	・提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。	14	
	・その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	2	
(2)業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)	・提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施(管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。	10	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するか記述してください。
	・要員計画が適切か(外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務の外注が想定されていないか)。	6	
(3)業務実施スケジュール	・具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。	2	業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。
(4)プレゼンテーション	・技術提案書に記載されている業務方針や方法等について、実効性、現実性があるか。	8	
3. 業務総括者の経験・能力		**19**	業務総括者の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)について記述願います。
(1)類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、複数者への勧奨業務・ヒアリング業務・取り纏め業務。それらを含むマネジメントに関する業務とする。 ※過去5年までに業務実績のある類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	12	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から(現職含む)、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを(様式2(その2)のリストのフォーマットを参考に5件、その中から様式2(その3)のフォーマットを参考に個票で3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
(2)業務総括者としての経験	・最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する。	6	
(3)その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格などがあるか。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	1	当該業務に関連する資格を有する場合はその写しを提出してください。

合計　100

第４　経費に係る留意点

１．経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（１）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

１）業務の対価（報酬）

・業務単価【意見招請のみ】

業務仕様書（案）４．（２）１）を踏まえ、意見招請支援業務発注1回あたりの業務単価を算出ください。業務単価には、管理的経費も含めて積算ください。

・業務単価【意見招請＋参考見積取得】

業務仕様書（案）４．（２）１）を踏まえ、意見招請支援業務発注1回あたりの業務単価を算出ください。業務単価には、管理的経費も含めて積算ください。

・業務単価【参考見積取得のみ】

業務仕様書（案）４．（２）１）を踏まえ、意見招請支援業務発注1回あたりの業務単価を算出ください。業務単価には、管理的経費も含めて積算ください。

・業務単価【応募勧奨】

業務仕様書（案）４．（２）１）を踏まえ、入札公示・企画競争公告応募勧奨業務発注1回あたりの業務単価を算出ください。業務単価には、管理的経費も含めて積算ください。

・参考見積書取付単価

参考見積書提出1社あたりの単価を設定してください。単価に提出枚数を乗じた額を支払います。ただし、本案件の受注者が参考見積書を提出した場合は支払い対象外となります。

※別紙「積算様式」に単価を記入し、積算様式記載の想定数量を乗じて積算ください。本案件は単価契約であり、想定数量は本業務の数量として保証するものではありません。

※※第2業務仕様書（案）4. 業務の内容(1)業務の概要2)上記1)を踏まえた調達業務全般に係る改善提案および3)定例会実施に係る費用は管理的経費に含めてください。

（２）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に１００分の１０に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

２．請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、業務仕様書７．経費の確定及び支払い方法を参照ください。

積算様式

業務内容	単位	単価（税抜）	想定数	計
業務単価【意見招請のみ】 意見招請に係る勧奨企業選定、競争参加予定者に対する意見仕様書（案）への意見等の提出に係る勧奨を行い、意見招請結果報告書にまとめる。	意見招請発注一回あたり		68	-
業務単価【意見招請＋参考見積取得】 意見招請および参考見積取付けに係る勧奨企業選定、競争参加予定者に対し、業務仕様書（案）への意見及び参考見積書の提出にかかる勧奨を行い、意見招請結果報告書および参考見積比較・分析表に取りまとめる。	意見招請発注一回あたり		113	-
業務単価【参考見積取得のみ】 参考見積書取付けに係る勧奨企業選定、競争参加予定者に対し、参考見積書の提出に係る勧奨を行い、参考見積比較・分析表に取りまとめる。	意見招請発注一回あたり		79	-
業務単価【応募勧奨】 意見招請を行った上で、もしくは新規発注の入札公告・企画競争公告に際し、勧奨先企業選定、応募勧奨を行い、応募勧奨結果報告書に取りまとめる。	入札公告・企画競争公告発注1回あたり		258	-
【参考見積書】意見招請又は参考見積書の公開を通して、提出される参考見積書の数。	提出1社あたり		374	-
		合計（税抜）		**-** （入札金額）
		消費税		**-**
		税込金額		**-**

※上記単価を記入し、想定数量を乗じて積算ください。単価契約であり、想定数量は本業務の数量として保証するものではありません。

業務委託契約書（単価契約）

１．業務名称　「物品の調達・役務の提供等」における意見招請・応募勧奨等支援業務（単価契約）

２．契約単価　附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり

３．履行期間　２０●●年●●月●●日から
２０●●年●●月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第１条　受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）について、発注者が個別に発注した際にはこれを受託のうえ、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し契約金額（本条第 9 項で定義する。）の範囲内でその対価を支払うものとする。

２　受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。

３　附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載の金額には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。

４　税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

５　本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第 7 条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。

６　前項の書類は、第 7 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

７　発注者は、業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

８　受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づ

く賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

９　本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。また、個別契約ごとに定められる対価を「契約金額」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

10　本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）

第２条　受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第３条　受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第４条　受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（１）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（２）発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。

（３）第 20 条第 1 項第 8 号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（契約単価）

第５条　契約単価は、契約単価表に記載のとおりとする。

（発注）

第６条　発注者は、本契約に基づき業務を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる業務、履行期間その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

２　前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。
３　個別契約は、発注者による第１項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から３営業日以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

（監督職員）
第７条　発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者を監督職員と定める。
２　前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
（１）第１条第５項に定める書類の受理
（２）本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
（３）本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
３　前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
（１）指示　監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
（２）承諾　受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
（３）協議　監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
（４）立会　監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
４　第２項第２号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
５　発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第２項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
６　発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

（業務責任者）
第８条　受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
２　受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
３　業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約単価の変更、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

（本業務の内容の変更）

第９条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
３　第１項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
４　第２項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（一般的損害）
第10条　本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第11条　本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
３　前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）
第12条　受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第16条に規定する経費確定（精算）報告書の提出に代えて、契約単価表で定める単価に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
２　業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
３　発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）
第13条　受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の

本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果品等の取扱い）

第 14 条　受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

２　前項の場合において、第 12 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。

３　受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

４　受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

５　受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

６　前項の規定は、第 13 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合についても、これを準用する。

（成果品等の契約不適合）

第 15 条　発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格

又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

（経費の確定）

第 16 条　受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

２　受注者は、第 12 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

３　受注者は、契約単価表のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

４　発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

５　前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

（１）本業務の対価（報酬）

定められた単価及び実績による。

（支払）

第 17 条　受注者は、第 12 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に 3 か月毎に確定金額の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第 18 条　受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

２　前項の損害賠償の額は、遅滞に係る個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とす

る。

3　発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第 19 条　天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2　不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）

第 20 条　発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

（2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（3）受注者が第 22 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。

（4）第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

（5）受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

（6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

（7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ　役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ　役員等が暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められるとき。

ハ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ニ　法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
ホ　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
ヘ　法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
ト　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
チ　受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
リ　受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ヌ　受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）
第 21 条　発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
2　第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

（受注者の解除権）
第 22 条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
２　前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）
第 23 条　本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。
２　発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（調査・措置）
第 24 条　受注者が、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
２　発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
３　発注者は、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
４　発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）
第 25 条　受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
（１）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
イ　本業務の実施にかかる便宜を得る目的
ロ　本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
（２）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（５）第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

（６）第 16 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。

２　受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。

３　前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

４　前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 20 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。

５　受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。

（１）第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

（２）第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

６　前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯し

て支払う義務を負う。
7　前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）
第 26 条　受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
2　前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（秘密の保持）
第 27 条　受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
（１）開示を受けた時に既に公知であったもの
（２）開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
（３）開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
（４）開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
（５）開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
（６）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
（７）第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
2　受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
3　受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
4　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
5　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
6　受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情

報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

7　前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 28 条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。

2　発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。

3　業務内容の一部を再委託する場合においては、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。

4　前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

5　受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

6　第 1 項第 1 号及び第 2 項ないし第 4 項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 29 条　受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）　当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。

（２）　本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

イ　情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容

ロ　情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制

ハ　本業務に係る業務従事者及び作業場所

ニ　情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法
ホ　情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度
ヘ　情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法
ト　イからヘまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

（３）　情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。

（４）　第 2 号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

２　発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第 4 号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

３　業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号定める義務を履行させ、かつ第 2 項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第 4 条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

（安全対策）

第 30 条　受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 31 条　受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（安全対策措置等）

第 32 条　業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 30 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

（１）業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

・死亡・後遺障害　　3,000 万円（以上）
・治療・救援費用　　5,000 万円（以上）

（２）業務従事者等が 3 ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。

（３）渡航前及び渡航中において、業務従事者に対し「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力及び更新を徹底する。

（４）現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修の受講を業務従事者等に徹底する。

（５）現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改定の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改定後の同措置の遵守を徹底する。

（６）業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第 2 条第 1 号（昭和 47 年法律第 57 号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。

２　前項の第 2 号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。

３　第 30 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第 33 条　本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第 34 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（１）前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

４　受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第 35 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）
第 36 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

（合意管轄）
第 37 条　本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。
なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】
本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。
なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

２０●●年●●月●●日

発注者　　受注者
東京都千代田区二番町５番地２５
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　事　〇〇　〇〇

［附属書Ⅰ］

業　務　仕　様　書

１．業務の背景

２．業務実施上の留意点・条件

３．業務の内容

４．成果品・業務実施報告書・業務提出物

附属書Ⅰ

契約の管理について

1. 打合簿の作成

（1） 契約書第7条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第8条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。

（2） 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。

（3） 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第25条第1項の各号の要件[i]を満たす場合に限って実施できるものとする。

（1） (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。

- 単価変更を伴わない業務内容の軽微な変更
- 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
- 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
- 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更

（2） 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。

- 支払計画の変更
- 再委託先の決定・変更

（3） 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。履行期間を延長する場合は、必ず現行契約の履行期間内に変更契約書を締結すること。

- 業務内容の変更（追加業務等の単価変更も含む）
- 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容

にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

[i] 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。
(契約の変更)
第25条　契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。
(1)　契約の同一性が確保されること。
(2)　当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。
2　契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

付属書II

契約単価表